

平成30年度厚木市家庭的保育事業等指導監査実施計画

1 趣旨

家庭的保育事業等の指導監査を計画的に実施するに当たり、厚木市家庭的保育事業等指導監査実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、平成30年度厚木市家庭的保育事業等指導監査実施計画を策定する。

2 対象施設等

(1) 家庭的保育事業

- ア 井上ひろみ家庭的保育事業所
- イ 本山玲子家庭的保育事業所
- ウ 永島和子家庭的保育事業所

(2) 小規模保育事業

- ア 厚木こぼと保育園（水引園）
- イ 瑠璃光寺保育園
- ウ どんぐり保育園
- エ ひばり幼稚園
- オ ちっちゃな保育園たろうとはなこ
- カ こひつじ愛児園
- キ そよかぜ保育園
- ク マーガレット保育園

3 実施方法

(1) 一般指導監査

年1回実地により実施するものとし、事前に提出された指導監査資料をもとに、当該事業所において運営状況を確認し、関係書類の検査及び関係者へのヒアリング等により行う。

(2) 特別指導監査

要綱に規定する特別指導監査の事由が発生した場合に、必要に応じて随時実施する。

4 平成30年度指導監査実施予定

実施方法	平成30年度	
	対象施設	実施時期
一般指導監査	井上ひろみ家庭的保育事業所 本山玲子家庭的保育事業所 永島和子家庭的保育事業所	9月 ～ 3月
	厚木こぼと保育園（水引園） 瑠璃光寺保育園 ひばり幼育園 こひつじ愛児園 そよかぜ保育園 マーガレット保育園	

※ 「ちっちゃな保育園たろうとはなこ」及び「どんぐり保育園」は、前年度に文書による指摘事項がないため、要綱第8条の規定により、指導監査資料のみ提出を求め、実地による検査対象からは除外する。